

## 時給制契約社員の資格給の特例加算の未実施に伴う精算

## 1 概要

時給制契約社員の 2020 年 10 月\*以降の月例給与において、一部の郵便局の郵便関係部でコールセンター業務を担当している社員を資格給の特例加算の対象としていなかったことにより、給与の一部支給漏れが発生した。

※2020 年 4 月の制度改正により、新たに「内務・計画担当」が資格給の特例加算の対象になった。

## 2 発生局

- (1) 新発田郵便局 郵便部
- (2) 長野東郵便局 郵便部
- (3) 柏崎郵便局 郵便部 集配営業部
- (4) 高田郵便局 郵便部

## 3 発覚の経緯

新発田郵便局に関しては、2022 年 8 月、コールセンター業務に従事し、「電話対応」のスキルアップシートを使用している社員が特例加算の支給対象かどうか支社に照会があり、内容を確認したところ、支給漏れが発覚した。他 3 局については、支社から新発田郵便局の誤支給発生情報（情報紙）を発出したことを受け、自局の取扱いを確認して判明した。

## 4 発生原因

給与事務担当者がコールセンター業務に従事している社員は資格給の特例加算の対象となる「内務・計画担当」に該当しないと誤認識していたことによる。

また、定期評価により時給制契約社員の給与額を決定する際、管理者等による確認においても遺漏に気付かなかったことによる。

## 5 精算対象者等

	局名	部	精算期間	人数	精算額 (追給額)	精算時期
1	新発田郵便局	郵便部	2020/10～ 2022/7	1 名	127,083 円	2022 年 9 月月例
2	長野東郵便局	郵便部		3 名	278,828 円	2022 年 10 月月例
3	柏崎郵便局	郵便部・ 集配営業部		4 名	313,447 円	2022 年 10 月月例
4	高田郵便局	郵便部	2020/10～ 2022/8	5 名	518,675 円	2022 年 10 月月例

## 6 再発防止策（支社）

- (1) 年2回、支社から郵便局あて時給制契約社員の定期評価の指示文書を発出する際、指示文書中に本件事例を踏まえた確認事項を盛り込み、注意喚起を行う。
- (2) 期間雇用社員評価マニュアルの中で、コールセンター業務に従事する社員の資格給の特例加算の記載をQ&Aだけではなく、本文にも記載する。
- (3) 時給制契約社員の定期評価の時期に、郵便局サポート情報等の情報紙を発行し、郵便局向けに注意喚起を行う。

## 7 再発防止策（郵便局）

給与事務担当者は、関係マニュアル及び指示文書等を十分確認の上、不明な点は支社へ照会する等して、時給制契約社員のスキル評価に係る事務に対する理解を深める。

また、給与事務担当者及び管理者は、定期評価を行う際、資格給の特例加算の要件を確認し、特例加算を含む給与額が正しく算定されているか双方で確認する。

以上